

平成 23 年第 2 回県議会定例会 (6 月提案分)

提出予定議案の概要

	ページ
I 平成 23 年度 6 月補正予算案	
1 歳入・歳出補正予算案の概要……………	1
2 補正予算案の主な内容……………	2
3 補正予算案 関係資料……………	6
II 平成 23 年第 2 回県議会定例会（6 月提案分）条例案等	
1 提出予定議案の概要……………	18
2 各条例案等の概要……………	18
3 条例案等 関係資料……………	20

I 平成 23 年度 6 月補正予算案

東日本大震災の発生に伴い早期に対応しなければならない電力対策・地震防災対策など、緊急かつやむを得ないものについて補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの累計額	6月補正予算額	6月現計予算額	23年度6月現／22年度6月現
一般会計	1,776,962	12,507	1,789,469	101.2
特別会計	892,597	3	892,601	102.8
企業会計	119,697	76	119,773	116.9
計	2,789,257	12,586	2,801,844	102.3

(注) この資料の金額は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	今回補正額	6月現計予算額
県税	996,220	1,423	997,643
国庫支出金	163,876	1,129	165,005
繰入金	82,265	8,896	91,161
諸収入	25,124	40	25,164
県債	287,444	1,018	288,462
その他	222,031	-	222,031
計	1,776,962	12,507	1,789,469

(3) 主な内容

- 電力対策 9億9,876万円
 - ・ 住宅や県有施設への太陽光発電設備の設置促進
 - ・ 太陽光発電と一体となった蓄電システムの開発・普及
 - ・ 社会福祉施設等への非常用自家発電設備の整備
- 地震防災対策 35億3,009万円
 - ・ 防災対策の充実
 - ・ 県有施設の耐震化等の推進
 - ・ 被災者・被災地への支援
- 県民生活・経済対策 11億2,567万円
 - ・ 農産物の放射能検査・分析体制の強化
 - ・ 宿泊客の回復に向けた観光キャンペーンの実施
 - ・ 基金を活用した雇用・就業機会の創出
- その他 69億3,241万円
 - ・ 子ども手当つなぎ法への対応
 - ・ 新しい公共の担い手への支援

2 補正予算案の主な内容

(1) 電力対策

- 住宅用太陽光発電導入促進事業費（P 7 参照） 3 億 1,200 万円
全国に先駆け次世代エネルギーモデルを実践する「かながわソーラープロジェクト」を推進するため、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助件数の拡大を図る。
補助件数増 6,000 件
[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]
- 県有施設への太陽光発電設備の導入（P 8 参照）
「かながわソーラープロジェクト」を推進するため、県有施設の建替工事などに合わせて太陽光発電設備を導入する。
[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]
- ㊦○ 蓄電プロジェクト推進事業費（P 9 参照） 400 万円
太陽光発電と一体となった蓄電システムの開発普及を目指す「蓄電プロジェクト」を推進するため、電気自動車用として利用に適さなくなった蓄電池と太陽光発電設備等を組み合わせた蓄電モデルの実証試験を県有施設で実施する。
[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部交通環境課 TEL 045-210-4130]
- ㊦○ 社会福祉施設等への非常用自家発電設備の整備 6 億 295 万円
停電時対策として、人工呼吸器による呼吸管理が必要な者等が入所する民間の障害福祉施設及び老人福祉施設等に対し、非常用自家発電設備の整備に要する費用を助成するとともに、県立障害福祉施設に非常用自家発電設備を整備する。
[保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850]
[保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
- 交通安全施設維持管理費 2,931 万円
停電時対策として、交通信号機用の可搬式発動発電機（100 台）を整備する。
[警察本部交通部交通規制課 TEL 045-211-1212（内線）5161]
- 寒川第 3 浄水場非常用予備発電設備設置調査費（水道事業会計） 1,100 万円
停電時にも一定量の浄水及び送水を可能とする非常用予備発電設備を整備するための事前調査を行う。
[企業局水道電気部浄水課 TEL 045-210-7281]

(2) 地震防災対策

ア 防災対策の充実

- ㊦○ 津波等避難対策緊急支援事業費（P 10 参照） 3,300 万円
東日本大震災の発生を踏まえ、市町村が緊急的に実施する津波等の避難対策に対して、特例的に助成する。
[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

㊦○ 帰宅困難者対策緊急事業費 1,854 万円

災害発生時に、県有施設を帰宅困難者の一時避難所として提供するため、緊急的に必要な物資を県有施設に備蓄する。

備蓄物資 食糧、水、アルミ保温シート、ラジオ、携帯トイレ等 5,000 人分

[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

㊦○ 県立学校災害時緊急連絡システム整備事業費（P11 参照） 297 万円

災害発生時における生徒の安否や学校の対応等について保護者に確実に伝達し、また、学校と教育局との間で報告や指示、情報提供が迅速・確実に行える連絡体制を確保するため、新たな通信システムを導入する。

[教育局企画調整部広報情報課 TEL 045-210-8073]

○ 公共事業・県単独土木事業の追加 7 億 9,130 万円

地震防災機能を強化するため、落石が発生する危険な箇所への落石防護柵の設置やがけ崩れ防止のための法面工事などを行う。

- ・ 県有緑地 鎌倉市浄明寺一丁目等 2 箇所 2,060 万円
- ・ 林道施設 神の川林道等 10 箇所 1 億 2,719 万円
- ・ 治山施設 鎌倉市小町等 8 箇所 1 億 7,104 万円
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設 田浦泉町 F 地区等 4 箇所 2 億 4,000 万円
- ・ 公園施設 秦野戸川公園等 11 公園 2 億 3,246 万円

[県有緑地については、環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4306]

[林道・治山施設については、環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]

[急傾斜地崩壊防止施設については、県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

[公園施設については、県土整備局環境共生都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]

イ 県有施設の耐震化等の推進

○ 県有施設の建替工事等 14 億 9,226 万円

県有施設の地震防災機能を強化するため、緊急的な建替工事や工事設計等を行う。

- ・ 総合リハビリテーションセンターの建替（新築）工事設計（P12 参照）
- ・ 横浜緑ヶ丘高校など 11 校、瀬谷養護学校など 3 校の耐震補強工事設計等
- ㊦・ 鎌倉警察署の建替（新築）工事及び建設用地の取得（P13 参照）
- ㊦・ 横須賀警察署の建替（新築）工事設計（P14 参照）
- ㊦・ 多摩警察署の耐震補強工事設計

[総合リハビリテーションセンターについては、保健福祉局企画調整部病院事業課 TEL 045-210-5040]

[高校については、教育局企画調整部まなびや計画推進課 TEL 045-210-8062]

[特別支援学校については、教育局支援教育部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

[警察署については、警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212（内線）2261]

[鎌倉警察署建設用地の取得については、総務局施設財産部財産管理課 TEL 045-210-2501]

- 交通安全施設整備費 3億6,472万円
災害発生時に、信号機や道路標識の倒壊を防止するため、交通安全施設の更新等を行う。

[警察本部交通部交通規制課 TEL 045-211-1212 (内線) 5161]

- 緊急地震速報機器整備費 410万円
地震による被害を最小限とするため、多くの県民が利用する県有施設など13施設に緊急地震速報機器を整備する。

[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

ウ 被災者・被災地への支援

㊦○ 東日本大震災による被災幼児・児童・生徒への支援 (P15 参照)

1億3,084万円

県内で受け入れている被災幼児・児童・生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、就学支援などを実施するとともに、スクールカウンセラーを派遣する。

[県民局くらし文化部学事振興課 TEL 045-210-3760]

[教育局企画調整部学校経理課 TEL 045-210-8103]

[教育局支援教育部子ども教育支援課 TEL 045-210-8212]

[教育局支援教育部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

㊦○ 被災者用民間賃貸住宅借上事業費 2億4,862万円

東日本大震災で被災した3県(岩手県、宮城県、福島県)からの避難者が入居する民間賃貸住宅を県で借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

(3) 県民生活・経済対策

㊦○ 農産物放射能検査事業費 1,931万円

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、県内の農産物への影響が懸念されるため、放射能測定機器を整備し、今後の検査・分析体制の強化を図る。

[環境農政局農政部農業振興課 TEL 045-210-4420]

㊦○ 宿泊キャンペーン共同推進事業費 (P16 参照) 860万円

東日本大震災により深刻な影響を受けている県内観光地の現状を踏まえ、宿泊客の回復による地域経済の活性化と雇用の維持を図るため、市町村や観光関連事業者等と一体となり、「発地」を中心にターゲットを絞った集中的な観光キャンペーンを実施する。

[商工労働局産業部観光課 TEL 045-210-5760]

○ 雇用・就業機会の創出のための基金事業の実施 10億9,153万円

(緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金の活用)

被災した失業者を雇用するため、国の交付金により基金を積み増すとともに、県内においても厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、基金を活用し、さらなる雇用・就業機会を創出する。

[商工労働局労働部雇用対策課 TEL 045-210-5860]

(4) その他

④○ 箱根ジオパーク推進費 150 万円

箱根火山及びその周辺地域の地質資源等を活用して、地域の活性化につなげるために、日本ジオパークの認定を目指す箱根ジオパーク推進協議会の運営費の一部を負担する。

[政策局政策調整部特定政策推進課 TEL 045-210-3252]

○ 児童手当県負担金 65 億 1,499 万円

子ども手当が、いわゆるつなぎ法により半年間延長されたことを踏まえ、市町村へ県負担金を交付する。

[保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]

○ 新しい公共支援事業費（P17 参照） 1 億 1,992 万円

行政だけでなく、市民、NPO、企業など、地域で活動する多様な担い手が協働し、ともに公共を担う社会（新しい公共）の実現を目指すため、NPO等の自立的活動を支援する。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121（内線）2860]

④○ 伊勢原射撃場環境対策工事費（第2期） 2 億 1,600 万円

鉛による汚染土壌の処理工事を行うとともに開場に向けた準備工事を行う。

総額 2 億 8,900 万円（平成 23 年度～24 年度継続費）

[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

3 補正予算案 関係資料

住宅用太陽光発電導入促進事業費

1 目的

- 自然エネルギーの導入を促進し、家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、県内のすべての市町村と連携して、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助を実施し、加速度的な普及を図る。
- 東日本大震災の影響による電力需給の逼迫や、太陽光発電への関心の高まりを受け、各市町村への申請件数が当初の想定を上回る状況となっていることなどを踏まえ、現行の補助制度を最大限に活用した設置促進を図るために追加措置を行う。

2 補正予算額 312,000千円（当初予算額 322,000千円）

3 事業内容

(1) 制度の内容

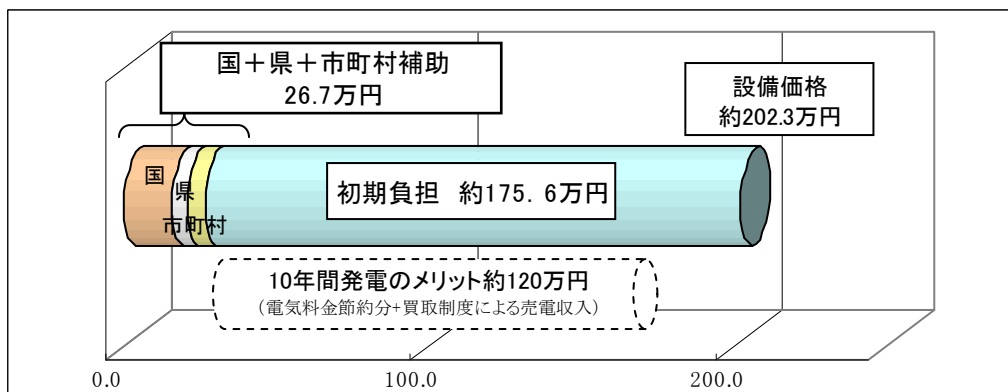
- ア 補助対象 自己居住用戸建住宅、共同住宅、併用住宅など
- イ 補助単価 1万5千円/kW（上限5万2千円）
- ウ 補助の仕組み 市町村補助額に上乗せ
- エ 追加件数 6,000件

年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23(計画)			合計
			当初	今回	小計	
補助件数	3,358件	5,387件	6,200件	6,000件	12,200件	20,945件

(2) 制度の特徴

- ア 国の補助に加え、県とすべての市町村が連携して設置費用を補助することにより、設置者の負担を軽減する。（下記のモデルケース参照）
- イ 県と市町村の補助金受付窓口を居住市町村へ一本化することにより、申請手続の簡素化を図る。

【国・県・市町村の補助による設置費用負担の軽減例（モデルケース）】



※ モデルケースの設定

- ・ 1kW当たりの設備価格 約61.3万円、3.3kWの住宅用太陽光発電設備約202.3万円を設置
- ・ 補助単価 国：4.8万円/kW、県1.5万円/kW、市町村平均1.8万円/kW（市町村により異なる）
- ・ 10年間発電のメリット（電気料金の節約+買取制度による売電収入）は、国の試算をもとに本県が試算（平成23年度新規設置分の買取価格は1kW当たり42円）

※本事業に協賛する横浜銀行において、住宅用太陽光発電設備の購入に利用いただくための無担保・低利のソーラーローンを作成。

問い合わせ先

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部

太陽光発電推進課 課長 山口 電話 045-210-4101

県有施設への太陽光発電設備導入計画一覧(6月補正予算対応分)

箇 所	補正内容	発電容量	設置箇所	完成予定
		(kW)		(年度)
① 多摩警察署	耐震補強工事設計 H24年度:工事(予定)	10 程度	屋上	H24
② 鎌倉警察署	建替(新築)工事 〈継続費設定(H23~25年度)〉	10	屋上	H25
③ 横須賀警察署	建替(新築)工事基本設計 H24年度:実施設計(予定) H25~27年度:工事(予定)	150 程度	屋上	H27
④ 総合リハビリテーションセンター	建替(新築)工事基本設計 H24年度:実施設計(予定) H25~27年度:工事(予定)	50 程度	屋上	H27
合 計 (4か所)		220 程度		

<p>問い合わせ先 (かながわソーラープロジェクトについて) 環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 課長 山口 電話 045-210-4101 (個別の事業について) ①②③警察本部総務部施設課 課長代理 森元 電話 045-211-1212 (内線) 2261 ④保健福祉局企画調整部病院事業課 課長 南雲 電話 045-210-5040</p>
--

(新) 蓄電プロジェクト推進事業費

1 目的

- 太陽光発電設備の普及拡大を図るためには、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた蓄電システムの開発が重要である。
- このため、この蓄電システムの開発普及を目指す「蓄電プロジェクト」の第一歩として、電気自動車用として利用に適さなくなった蓄電池と太陽光発電設備等を組み合わせた蓄電モデルの実証試験を県有施設で実施する。

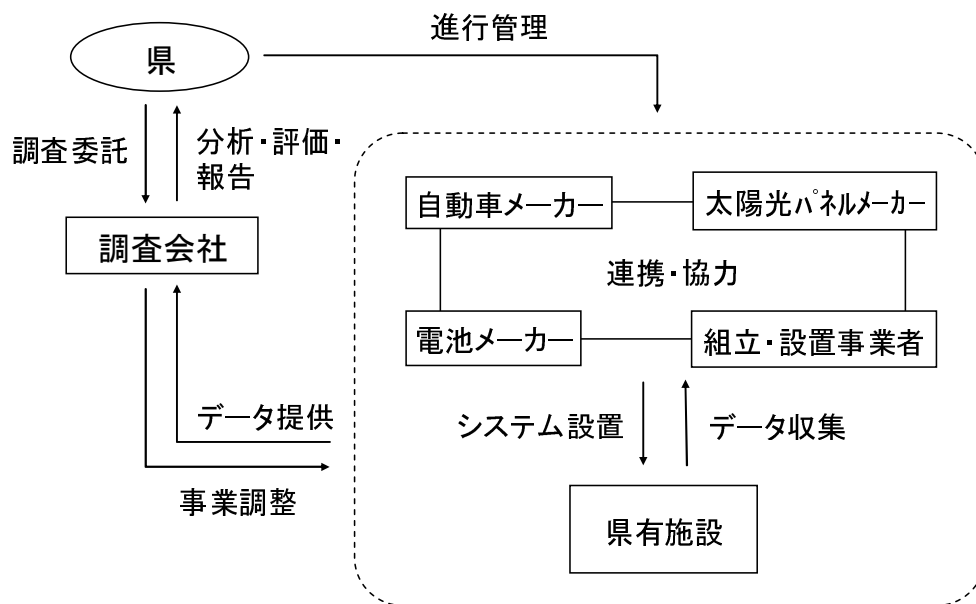
2 補正予算額 4,000千円

3 事業内容

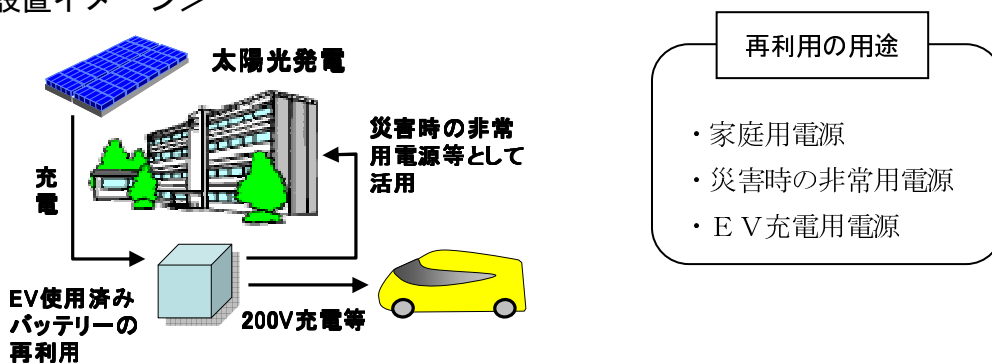
県は、県内企業等と連携・協力し、県有施設において、利用に適さなくなった電気自動車用蓄電池と太陽光発電設備、EV用充電器を組み合わせた実証試験を実施する。

実証試験の結果については、今後、県内企業等と幅広く共有することにより、県内企業等による事業化を促し、蓄電システムの開発普及を図るとともに、県内産業を活性化する。

<事業スキーム>



<設置イメージ>



問い合わせ先

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部交通環境課 課長 松浦 電話 045-210-4130

新 津波等避難対策緊急支援事業費

1 目的

- 東日本大震災では、地震と津波により、多くの尊い人命が失われたことから、住民を早期に安全な場所へ避難させることの重要性が改めて認識された。
- そこで、本県では、避難対策を含めた地震対策について外部の検証委員会を立ち上げ、想定される課題に対して検証を行い、今後の抜本的な対策を検討しているが、この検証結果の判明前に、将来にわたり有効な避難対策を緊急的に実施する市町村に助成することにより、避難対策の一層の強化を促す。

2 補正予算額 33,000千円

3 事業内容

(1) 補助の概要

東日本大震災の発生を踏まえ、本県においても、これまでの想定を超える地震や津波等の大規模自然災害に対応するため、市町村が緊急的に実施する避難対策の強化事業に対して、特例的に助成する。

(2) 県が支援する事業（次のア、イの両方に該当する事業）

- ア 緊急的に、市町村が実施する新たな事業
- イ 避難行動を迅速かつ円滑に行うための事業で、抜本的な対策を行う際にも有効に機能する避難対策

（想定される市町村の避難対策事業）

- ・避難ビル等の新たな避難所設置に係る資源調査
- ・避難所案内看板の設置及び増設
- ・避難誘導マップの新規作成
- ・防災行政無線の難聴調査
- ・防災行政無線の設置及び増設
- ・海拔表示板、津波情報看板等の設置及び増設など

(3) 補助の条件

- ア 補助率
1 / 3
- イ 上限額
各市町村 1,000千円

問い合わせ先

安全防災局危機管理部災害対策課 課長 ころやま 神山 電話 045-210-3420

新 県立学校災害時緊急連絡システム整備事業費

1 目的

- 生徒等を安全に保護する必要がある県立学校において、災害時における生徒の安否や学校の対応等について保護者に確実に伝達し、また、学校と教育局との間で報告や指示、情報提供が迅速・確実に行える連絡体制を確保する。

2 補正予算額 2,979 千円

3 事業内容

(1) 県立学校と教育局の連絡手段の確保

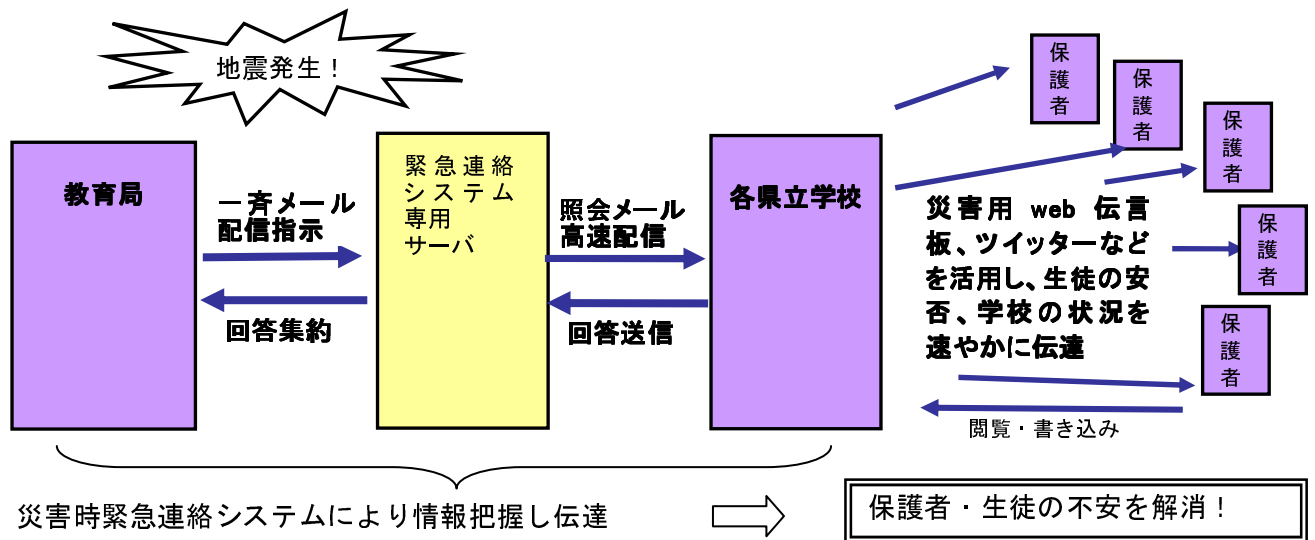
災害時において各学校と教育局との間で迅速・確実に生徒の安否や被害状況等の報告、必要な指示連絡等を行うための緊急連絡システムを整備する。

(2) 県立学校から保護者への伝達方法確保

緊急連絡システム用通信機器を導入することにより、学校の状況や生徒の安否等について、速やかに保護者に連絡することを可能とする。

4 期待される効果

- 県立学校と教育局間で迅速な報告、指示、情報提供を確実にやり、学校が適切な判断、対応を行うことができる。
- どのような場合でも生徒の安否や学校の対応を保護者に伝達することが可能となり、教育局、学校及び保護者が連携して生徒の安全を確保する体制が整備される。



問い合わせ先
教育局企画調整部広報情報課 課長 竹村 電話 045-210-8073

神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備について

1 目的

- 神奈川県総合リハビリテーションセンターは、昭和48年の開設後40年近くが経過し、建物が老朽化するとともに耐震性も不足している。
- そこで、こうした課題の解決を図るため、再整備を行うこととし、その際、社会環境の変化を踏まえ、民間では対応が困難な高次脳機能障害などの政策医療や重症心身障害児等の分野の機能を強化するとともに、療養環境の改善などを図ることとする。

2 補正予算額 70,600千円

平成22年度に引き続き、基本設計を行うとともに、地質調査及び土壌汚染調査を実施する。

3 事業内容

- 神奈川リハビリテーション病院新築工場の基本設計

[現時点での想定]

構造規模：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階

延床面積：17,500㎡程度

病床数：200床（既存棟80床と合わせて合計280床の病院として整備）

※ 太陽光発電設備（発電容量50kW程度）を設置する方向で検討

- 屋内訓練棟、七沢学園居住棟改修工場の基本設計など

4 スケジュール

年度	H22	H23	H24	H25～H27	H28～
工程	←→ 基本設計 (その1)	←→ 基本設計 (その2)	←→ 実施設計	←→ 工事	→ 4月オープン (予定)

問い合わせ先

保健福祉局企画調整部病院事業課 課長 南雲 電話 045-210-5040

1 目的

- 鎌倉警察署は、昭和46年2月に新築され経年による老朽化が著しく、警察事案の増に伴い、署員数も増加し、各事務室が狭隘で駐車場も極めて狭い状況にある。
- 平成13年に県が実施した耐震診断の結果、大規模な補強が必要と診断され、地域の安全・安心の要、治安維持の拠点、さらには大規模災害発生時における応急活動拠点となる鎌倉警察署の早期建て替えは喫緊の課題となっている。
- そこで、今回、移転用地として元鎌倉市中央公民館別館の跡地を取得した上で、鎌倉警察署の移転・建替を行う。

2 補正予算額

- (1) 工事費 総額 1,471,000千円（平成23年度～25年度継続費）
 （内訳：平成23年度 73,000千円、平成24年度 956,000千円、平成25年度 442,000千円）
- (2) 用地取得費 1,221,409千円

3 事業内容

項目	内容
建設予定地	鎌倉市由比ガ浜2-1075外（移転・建替）
敷地	3,913㎡
建物	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 3,204㎡ 車庫 鉄骨造 地上2階 308㎡
特色	(1) 災害時の拠点警察署としての機能整備 ・大規模地震に耐えられる構造とし、大規模災害発生時における応急活動の拠点となる警察署として整備する。 (2) 地域住民への行政サービスの充実強化 ・来庁者用の駐車場を拡充し、行政サービスの充実を図る。 ・鎌倉、大船、藤沢、藤沢北、茅ヶ崎警察署管内に住所を有する優良運転者等に対して、運転免許証更新時の即日交付を行う。 (3) かながわソーラープロジェクトの推進 ・災害時における必要最小限の電力確保に資するため、太陽光発電設備（発電容量10kW）を整備する。 ※ 津波への対応 ・海岸線に近い立地ではあるが、この場所の標高と合わせて実質5階建ての高さを確保するとともに、近傍地には市の避難施設等も確保されている。
スケジュール（予定）	平成23～25年度 新築工事 ※平成25年7月開署予定

<外観予想図>



問い合わせ先

工事について

警察本部総務部施設課 課長代理 森元 電話 045-211-1212（内線）2261

用地について

総務局施設財産部財産管理課 課長 久我 電話 045-210-2501



横須賀警察署新築工事基本設計費

1 目的

- 横須賀警察署は、昭和45年3月に建設され経年による老朽化が著しく、警察事案の増に伴い、署員数も増加し、各事務室が狭隘で駐車場も極めて狭い状況にある。
- 平成10年に県が実施した耐震診断の結果、大規模な補強が必要と診断され、地域の安全・安心の要、治安維持の拠点、さらには大規模災害発生時における応急活動拠点となる横須賀警察署の早期建て替えは喫緊の課題となっている。
- そこで、今回、横須賀市が官公庁の集約を計画している臨海地区内新港町の市有地へ、移転・建替を行う。

2 補正予算額 50,900千円

3 事業内容

項目	内容		
建設予定地	横須賀市新港町（移転・建替）		
敷地	6,000㎡		
建物	庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 車庫 鉄骨造	地上5階地下1階 地上2階	5,700㎡程度 530㎡程度
特色	<p>(1) 災害時の拠点警察署としての機能整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震に耐えられる構造とし、大規模災害発生時における応急活動の拠点となる警察署として整備する。 <p>(2) 地域住民への行政サービスの充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用の駐車場を拡充し、行政サービスの充実を図る。 ・横須賀、田浦、浦賀、三崎、葉山、逗子警察署管内に住所を有する優良運転者等に対して、運転免許証更新時の即日交付を行う。 <p>(3) 警察機能の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模射撃場の設置 射撃訓練の効率化を図るため、横須賀三浦地区等近隣9所の射撃訓練施設を整備する。 ・女子専用留置場の設置 横浜地検横須賀支部管内の女性専用留置場を整備する。 <p>(4) かながわソーラープロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における必要最小限の電力確保に資するため太陽光発電設備（発電容量150kW程度）を整備する。 <p>※ 津波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線に近い立地ではあるが、5階建ての高さを確保している。 		
スケジュール（予定）	平成23年度 平成24年度 平成25～27年度	基本設計 実施設計 新築工事	※平成27年7月開署予定

問い合わせ先

警察本部総務部施設課 課長代理 森元 電話 045-211-1212（内線）2261

(新) 東日本大震災による被災幼児・児童・生徒への支援

1 目的

- 国の「平成 23 年度補正予算（第 1 号）」を活用し、県内で受け入れている被災幼児・児童・生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、経済的な理由により就学が困難な幼児・児童・生徒への就学支援などを実施するとともに、スクールカウンセラーを派遣する。

2 補正予算額 130,844 千円

3 事業内容

(1) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業 111,384 千円

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を高校生修学支援等基金に積み増し、この基金を活用することにより、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童・生徒等の教育機会の確保に資する。

事業名	事業の概要	予算額(千円)
市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助	① 被災幼児就園支援事業 20,064 千円 被災した幼児に対し就園奨励事業を実施する市町村へ助成する。 ② 被災児童生徒就学援助事業 63,544 千円 小・中学校に在籍する被災した児童生徒に対し、給食費、医療費、学用品費等について、就学援助を実施する市町村へ助成する。 ③ 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 110 千円 特別支援学級に在籍する被災した児童生徒に対し、給食費、学用品費等について、特別支援教育就学奨励事業を実施する市町村へ助成する。	83,718
高等学校育英奨学金貸付金	・ 東日本大震災で被災し、経済的支援を必要とする高等学校等の生徒に対して奨学金を貸与する。	14,400
私立学校授業料等減免事業	・ 被災した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の幼児・児童・生徒の授業料等の減免措置を行った私立学校に対し交付する。	12,326
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業費	・ 被災した特別支援学校の児童生徒等の保護者等に対し、給食費、学用品費等を支援する。	940

(2) 緊急スクールカウンセラー派遣事業 19,460 千円

被災児童・生徒等を受け入れている、県内の公（政令市を除く）私立幼稚園・小学校・中学校、並びに県立学校に、臨床心理士等から構成されるスクールカウンセラーを派遣し、被災児童・生徒等の心のケアを実施するとともに、教職員・保護者への助言等を行う。

ア 公立学校分 14,653 千円

イ 私立学校分 4,807 千円

問い合わせ先 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助について 緊急スクールカウンセラー派遣事業費（公立学校）について 教育局支援教育部子ども教育支援課 課長 笠原 電話 045-210-8212 高等学校育英奨学金貸付金について 教育局企画調整部学校経理課 課長 井上 電話 045-210-8103 私立学校授業料等減免事業について 緊急スクールカウンセラー派遣事業費（私立学校）について 県民局くらし文化部学事振興課 課長 小坂橋 電話 045-210-3760 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業について 教育局支援教育部特別支援教育課 課長 伊藤 電話 045-210-8214

新 宿泊キャンペーン共同推進事業費

～宿泊客の回復に向けた「(仮称) 旬の神奈川・宿泊キャンペーン」の実施～

1 目的

- 東日本大震災による旅行自粛等により、観光・宿泊施設等の観光関連事業者が深刻な影響を受けるなど、県内観光地の活力が低下している。
- そこで、こうした現状を早急に打開し、宿泊客の回復による地域経済の活性化と雇用の維持を図るため、市町村や観光関連事業者等と一体となり、「発地」を中心にターゲットを絞った集中的な観光キャンペーンを実施する。

※ 平成23年5月から実施している緊急観光キャンペーン「がんばろう！日本 元気な かながわ再発見キャンペーン」と効果的に連携を図り、1年を通じて観光客の誘致を促進する。

2 補正予算額 8,600千円

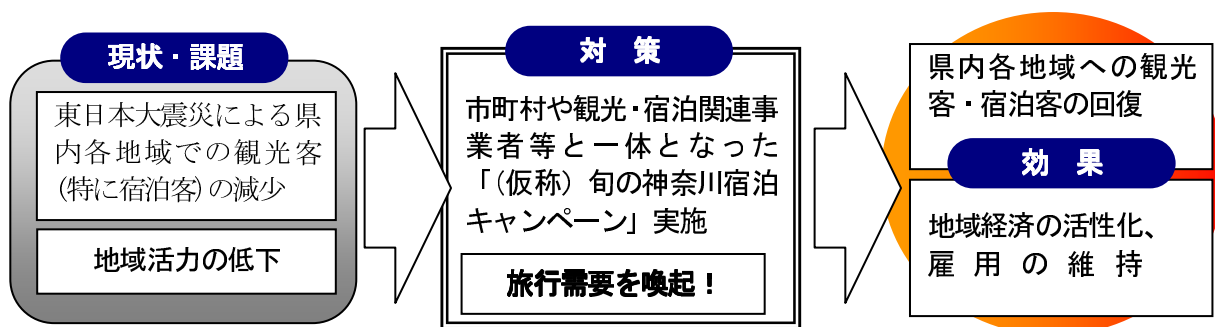
3 事業主体

神奈川集中観光キャンペーン実行委員会

(構成団体) 県、市町村、県市町村観光協会、県内鉄道会社・旅行会社・宿泊施設団体等

4 事業内容

- (1) 宿泊キャンペーンリーフレットによるPR (20万部発行予定)
魅力ある宿泊プランや宿泊者特典等を掲載したキャンペーンリーフレットにより首都圏や県内の鉄道駅等でPRを行い、県内への宿泊旅行を誘発する。
- (2) 旅行会社の宿泊商品パンフレットと連携した宿泊魅力のPR
大手旅行会社等の宿泊旅行商品パンフレットとタイアップし、宿泊客の増加を図る。
- (3) ネット系旅行会社の販売サイトと連携した宿泊魅力のPR
ネット系旅行会社(インターネット専門の旅行代理店等)とタイアップし、同社の旅行商品販売サイト内に「神奈川特集」を企画する等により、宿泊客の増加を図る。
- (4) 宿泊キャンペーンを周知する車内中吊り広告によるPR (10,000枚作成予定)
宿泊キャンペーンの車内中吊りを首都圏や県内の鉄道車両等に掲出しPRを行う。



問い合わせ先

商工労働局産業部観光課 課長 ^{かじ} 鍛冶 電話 045-210-5760

新しい公共支援事業費

1 目的

- 県民ニーズが複雑・多様化する中、地域の様々な課題に対応していくためには、行政だけでなく、市民、NPO、企業など、地域で活動する多様な担い手が協働して課題解決に取り組み、ともに公共を担う社会（新しい公共）づくりが求められている。
- そこで、国からの交付金による基金を活用し、NPO等と行政が協働して地域の関係者とともに課題解決に当たるモデル事業や、NPO等の活動基盤及び地域での交流を強化するための事業を行うことにより、NPO等の自立的活動を支援し、新しい公共の拡大と定着を図る。
- また、NPO等の具体的な活動成果などを広く普及・周知することで、社会に貢献する活動に対する県民の理解を広げ、NPO等に対する寄附等の促進を図る。
- なお、本事業については、国からの通知により、本県の復興支援に係る様々な取組みに活用することが可能である。

2 補正予算額 119,923 千円（県実施分 84,723 千円 市町村実施分 35,200 千円）

*神奈川県新しい公共支援事業基金を活用して実施

3 事業内容

事業名	事業の概要	補正予算額（千円）
新しい公共の場づくりのためのモデル事業	NPO等と県又は市町村が連携して地域で活動する多様な担い手と協働し、ともに公共を担う社会を目指すためのモデル事業を実施（想定：県9件、市町村11件）	64,000 (県28,800、市35,200)
多様な主体による交流促進事業	多様な主体間の交流を地域において促進し、双方向の交流やNPO等と企業等の協働につながるネットワークの形成を実施（想定：4地域5分野で実施）	5,000
NPO提案型活動基盤強化事業	中間支援組織などから、県内で活動するNPO等の活動基盤の強化を目的とした事業を募集して実施（想定：3件）	9,000
活動基盤強化プログラム事業	NPO等の活動基盤（財務体質、広報などの発信力）を強化するための各種プログラムの実施（想定：3プログラム毎に各40団体）	13,128
寄附促進に向けたNPO認知度向上事業	NPO等や寄附の社会的意義に対する認識を広めるための寄附促進キャンペーン（広報活動やウェブサイトの運営）の実施、及び寄附税制を普及し活用を促進するシンポジウムや講習会の実施	23,198
事務費	事業を円滑に実施するための共通的な事務（新しい公共支援事業運営委員会の開催など）を実施	5,597
合計		119,923

【参考】対象となるNPO等

特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であり、自発的、主体的に運営する組織

問い合わせ先

県民局県民活動部NPO協働推進課 課長 杉野 電話 045-312-1121（内線）2860

II 平成 23 年第 2 回県議会定例会（6 月提案分）条例案等

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	6 件
不 動 産 の 処 分	1 件
そ の 他	5 件
計	12 件

2 各条例案等の概要

【条例の改正】

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

平成17年の保険業法の一部改正において、公益法人が行う共済事業（特定保険業）が保険業法の規制対象となった。その経過措置として、保険業法等の一部を改正する法律の一部改正が行われ、公益法人が特定保険業を行うためには、新公益法人制度に基づく法人への移行前に旧主務官庁の認可が必要となったことから、当該特定保険業認可申請に係る手数料（1件当たり15万円）を新設するもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

上記特定保険業認可申請手数料を収入証紙により徴収するもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2251]

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（P20参照）

条例の施行後10年が経過する中で、本県の実生活環境は大気・水質ともに大幅な改善が認められているが、県民の環境に関する意識の高まりなど社会的状況の変化や環境改善の現状等を踏まえ、指定事業所の設置許可や変更届に関する手続きの簡素化などを図るとともに、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、所要の改正を行うもの。

[環境農政局環境保全部大気水質課 TEL 045-210-4120]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

葉山港本港（浮棧橋及び付帯設備）の再整備に伴い、葉山港新港と同等の施設となることから、本港の係留料を新港と同額にするほか、港湾施設の名称整理を行うもの。

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

○ 神奈川県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

国の「平成23年度補正予算（第1号）」において、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されたことに伴い、同交付金を活用した対象事業を実施するため、基金の財源に「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を追加するなど、所要の改正を行うもの。

[教育局企画調整部学校経理課 TEL 045-210-8103]

○ 神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢原射撃場から鉛が検出されたことにより、汚染土壌を処理する必要があることなどから、伊勢原射撃場の開場時期が遅れることとなった。これに伴い、指定管理者制度の導入を延期する必要があるため、神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例の施行期日を延長するもの。

[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

【不動産の処分】

○ 神奈川県立栄養短期大学跡地

土地 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目398番1 20,990.79㎡

売却予定金額 16億5,000万円

[総務局施設財産部財産管理課 TEL 045-210-2501]

【その他】

○ 債権の譲渡について

神奈川県視覚障害者技能習得援助資金に係る貸付事業を公益財団法人神奈川県労働福祉協会に移管することに伴い、同資金に係る貸付債権(46債権 47,642,100円)を同協会に譲渡するもの。

[商工労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5700]

○ 損害賠償の額の決定について

茅ヶ崎市今宿地内における配水管漏水事故に係る損害賠償の額の決定をしたいので、神奈川県公営企業の設置等に関する条例第7条の規定により提案するもの。

[企業局水道電気部水道施設課 TEL 045-210-7270]

(地方独立行政法人神奈川県立病院機構関係3議案)

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の変更について

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、障害者自立支援法及び児童福祉法から引用する法条項、施設種別の名称等が変更されたため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の定款の変更等を行うもの。

[保健福祉局企画調整部病院事業課 TEL 045-210-5047]

3 条例案等 関係資料

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目 的

条例の施行後10年が経過する中で、本県の生活環境は大気・水質ともに大幅な改善が認められているが、県民の環境に関する意識の高まりなど社会的状況の変化や環境改善の現状等を踏まえ、指定事業所の設置許可や変更届に関する手続きの簡素化などを図るとともに、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、所要の改正を行う。

(2) 内 容

ア 定義の改正

土壌汚染に係る規制対象物質を、土壌汚染対策法に合わせて「特定有害物質」として定義し、地下への浸透規制対象物質を「地下浸透禁止物質」として定義を改める。また、粉じんに係る規制対象作業に建築物等の解体作業を追加する。

イ 指定事業所の設置等の手続き等の見直し

設置の許可を要する事業所（以下「指定事業所」という。）の手續規定を見直し、手續きの実効性の担保を図る。

ウ 指定事業所の自主管理の推進

事業者が自主的に環境配慮を行っている取組内容を評価する制度と、自主管理を推進する制度を設ける。

エ 環境情報の開示等の促進

県民の環境に関する意識の高まりを踏まえ、環境負荷を低減する活動や環境保全に関する活動、及び環境への負荷を生じさせ又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（環境情報）を、県民と事業者が共有し相互理解を進める趣旨の規定を定める。

オ 他法令の規制との関係整理

条例が、法令に先行して定めてきた項目（土壌汚染対策、廃棄物処分場跡地対策）について、関係法令の整備に伴い重複した規定を整理し、条例による独自の規制内容を明確化するとともに、土壌汚染対策法に基づく土壌調査において土壌汚染が確認された場合に、条例に基づき地下水への影響を確認する調査の実施を義務付けるなどの改正を行う。

カ その他の改正

屋外燃焼行為の制限及び不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業の規制を見直すとともに、特定低公害車の導入義務を削除する。また、応急措置を実施する事故の報告制度とともに、違反者等への勧告・公表に関する規定を定める。

キ 罰則の改正

変更の事前届出及び不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る規制の見直しに伴い、罰則規定を改正する。

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日

問い合わせ先

環境農政局環境保全部大気水質課 課長	塩谷	電話	045-210-4120
環境農政局環境保全部大気水質課調整グループ	田中	電話	045-210-4107